

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券等一償却原価法

②上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
時価のないもの一移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①建物・車輛運搬具・構築物・器具及び備品並びにソフトウェア一定額法

②リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

職員に対する退職金の支給に備えるため、全国社会福祉団体職員退職手当

積立基金制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。

③徴収不能引当金

毎会計年度において徴収することが不可能とされる債権の金額を計上している。

上記以外の債権の総額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会の退職共済制度による。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では、社会福祉事業のみ実施のため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 地域福祉事業拠点区分（社会福祉事業）

①法人運営事業サービス区分

②共同募金配分金事業サービス区分

- ③福祉基金事業サービス区分
- ④生活福祉資金貸付事業サービス区分
- ⑤地域福祉センター委託運営事業サービス区分
- ⑥地域活動支援センター委託運営事業サービス区分
- ⑦日常生活自立支援事業サービス区分
- イ. 就労支援事業拠点（社会福祉事業）
 - ①就労支援センター「はばたき」サービス区分
 - ②相談支援事業「ハピネス」サービス区分
- ウ. 介護保険事業拠点（社会福祉事業）
 - ①居宅介護支援事業サービス区分
 - ②訪問介護事業サービス区分
 - ③通所介護事業サービス区分
 - ④外出支援事業サービス区分
 - ⑤移動支援事業サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|-------|-------|-----------|
| 定期預金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 |
| 合計 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|------------|------------|------------|
| 建物 | 6,646,325 | 988,005 | 5,658,320 |
| 構築物 | 2,518,039 | 2,518,035 | 4 |
| 車輛運搬具 | 24,950,110 | 22,601,584 | 2,348,526 |
| 器具及び備品 | 17,024,763 | 11,811,851 | 5,212,912 |
| 有形リース資産 | 9,676,200 | 2,239,320 | 7,436,880 |
| 合計 | 60,815,437 | 40,158,795 | 20,656,642 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（地域福祉事業拠点）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券等一償却原価法
- ②上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
時価のないもの一移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ①建物・車輛運搬具・構築物・器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- ②リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（3）引当金の計上基準

- ①賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。
- ②退職給付引当金
職員に対する退職金の支給に備えるため、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。
- ③徴収不能引当金
毎会計年度末において徴収することが不可能とされる債権の金額を計上している。
上記以外の債権の総額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会の退職共済制度による。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- （1）地域福祉事業拠点の計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- （2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。
- （3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - ①法人運営事業サービス区分
 - ②共同募金配分金事業サービス区分
 - ③福祉基金事業サービス区分
 - ④生活福祉資金貸付事業サービス区分
 - ⑤地域福祉センター委託運営事業サービス区分
 - ⑥地域活動支援センター委託運営事業サービス区分
 - ⑦日常生活自立支援事業サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|-------|-------|-----------|
| 定期預金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 |
| 合計 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 建物 | 4,204,825 | 642,270 | 3,562,555 |
| 構築物 | 700,089 | 700,087 | 2 |
| 車輛運搬具 | 6,474,780 | 6,039,392 | 435,388 |
| 器具及び備品 | 10,028,500 | 6,019,317 | 4,009,183 |
| 合計 | 21,408,194 | 13,401,066 | 8,007,128 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（就労支援事業拠点）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券等一償却原価法
- ②上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
時価のないもの一移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ①建物・車輛運搬具・構築物・器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- ②リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（3）引当金の計上基準

- ①賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。
- ②退職給付引当金
職員に対する退職金の支給に備えるため、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。
- ③徴収不能引当金
毎会計年度末において徴収することが不可能とされる債権の金額を計上している。
上記以外の債権の総額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会の退職共済制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- （1）就労支援事業拠点区分の計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- （2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））を省略している。
- （3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））
 - ①就労支援センター「はばたき」サービス区分
 - ②相談支援事業「ハピネス」サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|------------|------------|-----------|
| 建物 | 1,493,000 | 38,663 | 1,454,337 |
| 構築物 | 1,817,950 | 1,817,948 | 2 |
| 車輛運搬具 | 9,717,520 | 8,931,109 | 786,411 |
| 器具及び備品 | 2,980,348 | 2,008,193 | 972,155 |
| 有形リース資産 | 3,016,200 | 804,320 | 2,211,880 |
| 合計 | 19,025,018 | 13,600,233 | 5,424,785 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（介護保険事業拠点）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券等一償却原価法
- ②上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
時価のないもの一移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①建物・車輛運搬具・構築物・器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- ②リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ①賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。
- ②退職給付引当金
職員に対する退職金の支給に備えるため、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。
- ③徴収不能引当金
毎会計年度末において徴収することが不可能とされる債権の金額を計上している。
上記以外の債権の総額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会の退職共済制度による。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- (1) 介護保険事業拠点の計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））を省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - ①居宅介護支援事業サービス区分
 - ②訪問介護事業サービス区分
 - ③通所介護事業サービス区分
 - ④外出支援事業サービス区分
 - ⑤移動支援事業サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|------------|------------|-----------|
| 建物 | 948,500 | 307,072 | 641,428 |
| 車輛運搬具 | 8,757,810 | 7,631,083 | 1,126,727 |
| 器具及び備品 | 4,015,915 | 3,784,341 | 231,574 |
| 有形リース資産 | 6,660,000 | 1,435,000 | 5,225,000 |
| 合計 | 20,382,225 | 13,157,496 | 7,224,729 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし